# 入札説明書(物品·委託役務)

入札に参加する者は、この「入札説明書(物品・委託役務)(以下「入札説明書」という。)」の ほか、「入札公告」及び「入札心得(物品・委託役務)(以下「入札心得」という。)」の内容を遵 守するとともに、「契約書(案)」及び「仕様書」等その他契約締結に必要な条件を熟知のうえ、 入札しなければならない。

### 1 入札公告等の交付等

「入札公告」及び「入札説明書」等入札に参加するために必要となる資料(以下「入札公告等」 という。)を、入札に参加を希望する者(以下「入札参加希望者」という。)に対し、交付する。

- (1) 入札公告等の交付
  - ア 交付日

「入札公告」による。

イ 交付方法

社会福祉法人大阪府障害者福祉事業団(以下「事業団」という。) ホームページからのダウンロードにより交付する。

(2) 交付する入札公告等の内容

「入札公告」による。

(「入札公告」の「交付書類一覧」参照)

### 2 予定価格の公表

「予定価格」を次のとおり公表する。

(1) 公表日

「入札公告」による。

(2) 公表方法

「入札公告」による。なお、公表内容の電話等による問い合わせには応じない。

## 3 入札参加資格

入札に参加する者に必要な資格(以下「入札参加資格」という。)は、次に掲げる要件をすべて 満たすこととする。

- (1) 入札参加資格確認申請書(以下「入札参加申請書」という。)の提出の日において、以下 の要件をすべて満たしていること。
  - ア
    「入札公告」に定めた入札参加資格をすべて有している者であること。
  - イ 大阪府物品・委託役務関係競争入札参加資格者名簿に登載されていること。
  - ウ 民事再生法(平成11年法律第225号)第21条第1項又は第2項の規定による再生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者(同法第33条第1項の再生手続開始の決定を受け、かつ、大阪府物品・委託役務関係競争入札参加資格の再認定がなされた者を除く。)、会社更生法(平成14年法律第154号)第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者(同法第41条第1項の更生手続開始の決定を受け、かつ、大阪府物品・委託役務関係競争入札参加資格の再認定

がなされた者を除く。)でないこと。

- エ 「入札公告」に定める業務種別について、発注年度に該当する大阪府物品・委託役務関係競争入札参加資格の認定を受けていること。
- (2) 「入札公告」の公告の日から入札の日までの期間において、次のいずれにも該当しない者であること。
  - ア 大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受けている者又は同要綱別表に 掲げる措置要件に該当する者
  - イ 大阪府公共工事等に関する暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外の措置を受けている者又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当する者
  - ウ 事業団との契約において、談合等の不正行為があったとして損害賠償請求を受けている 者(入札参加申請書の提出の日までに当該請求に係る損害賠償金を納付した者を除く。)
  - エ 事業団の役員本人又はその役員の6親等以内の血族、配偶者又は3親等以内の姻族その 他特殊の関係のある者が役員に就いている者

# 4 入札参加資格確認申請手続き

入札参加希望者は、次のとおり入札参加申請書及び「入札公告」で示す入札参加資格を確認するための添付資料を提出(以下「入札参加申請」という。)し、事業団の確認を受けなければならない。

なお、期限までに入札参加申請を行わない者は、当該入札に参加することができない。

- (1) 入札参加申請
  - ア 申請期間・提出書類「入札公告」による。
  - イ 提出方法

日本郵便株式会社の簡易書留(以下「簡易書留」という。)により送付するものとし、持 参によるものについては受付けない。なお、内容に不備がある場合は再提出を求める場合 がある。

#### ウ 提出先

「入札公告」に記載する担当部署。

- (2) 入札参加資格を確認するための添付資料は各資料に記載した指示に従い作成すること。
- (3) 申請書類の作成費用は提出者の負担とし、提出した書類の返却は行わない。

# 5 入札参加の辞退

- (1) 入札参加希望者は、入札書を提出するまでの間、いつでも入札参加を辞退することができる。ただし、入札書の提出後は、辞退することができない。
- (2) 入札参加希望者が入札を辞退するとき、又は参加資格を喪失する事由が生じ入札を辞退するときは、次に掲げるところにより行うものとする。
  - ア 入札前にあっては、入札辞退届を「入札公告」に記載する担当部署に簡易書留により提出するものとする。
  - イ 入札中にあっては、入札を辞退する旨を入札書に記載し、入札箱に投入するものとする。
- (3) 入札辞退届を提出後は、当該辞退届を撤回することができない。

- (4) 入札参加を辞退した者は、これを理由として不利益な扱いを受けるものではない。
- (5) (2) アにより入札参加を辞退した者は、入札参加申請期間中であっても、当該入札に再度申請することはできない。
- 6 入札参加資格の確認及び確認結果の通知

事業団において入札参加資格の有無について確認を行い、その結果について、次に掲げるところにより、入札参加希望者に対して交付する。

- (1) 入札参加資格の確認ができた者には、その結果を記載した入札通知書を交付する。
- (2) 入札参加資格の確認ができなかった者には、その結果と理由を記載した入札参加資格確認 結果通知書を交付する。
- (3) 入札通知書・入札参加資格確認結果通知書の交付日及び交付方法は「入札公告」による。
- 7 入札参加資格確認結果通知書の「入札参加資格の有無」欄に「無」の通知を受けた者に対する理由説明
  - (1) 「入札参加資格の有無」欄に「無」と記載した入札参加資格確認結果通知書の交付を受けた者は、その理由を当該通知書に記載されている期限までであれば、事業団に説明を求めることができる。
  - (2) (1)により説明を求める場合は書面により行うものとする。なお、提出は簡易書留により 送付するものとし、持参等それ以外によるものについては受付けない。
  - (3) 理由説明を求めた者に対する回答は、文書により行う。
  - (4) (1)により説明を求めた者が入札参加資格をすべて満たすことが明らかになった場合、説明を求めた者に対して、6(1)の入札通知書を交付する。
- 8 仕様書等の交付

仕様書等は、6(1)の入札通知書の交付を受けた者(以下「入札参加者」という。)に交付する。

(1) 交付日・交付方法 「入札公告」による。

(2) 交付する仕様書等の内容

「入札公告」による。

(「入札公告」の「交付書類一覧」参照)

- 9 仕様書等に対する質問及び回答
  - (1) 質問書の提出
    - ア 質問期間

「入札公告」による。

イ 質問方法

仕様書等に対する質問は、「入札公告」に記載する担当部署に、電子メールによる送付の 方法により行い、それ以外によるものは受付けない。

質問には入札参加者名が特定できる内容を記入しないこと。記入がある場合は回答を行わないので注意すること。

## ウ 質問書の提出

質問の有無にかかわらず、指定する様式により提出するものとする(質問のない場合は「質問なし」と記載して提出。)。

## (2) 質問に対する回答

回答には、重要事項が含まれることがあるため、内容を確認のうえ、熟知すること。 なお、回答の内容を確認しなかったことによる、入札参加者が被る損失について、事業団は一切の責めを負わない。

#### ア回答日

「入札公告」による。

#### イ 回答方法

回答書を電子メールによる送付の方法により交付する。なお、回答書は入札参加者すべてに交付する。

#### (3) 受領の返信

回答書の交付を受けた者は、電子メールにて、受領の返信を「入札公告」に記載する担当 部署に行うこと。

## 10 入札執行の日時及び場所

「入札公告」による。

#### 11 削除

## 12 入札書の提出

(1) 入札書の提出方法

ア 入札書は指定する様式により提出するものとし、郵送又は電送による提出は認めない。 イ 入札書を提出した後は、入札書の書換え、引換え及び撤回をすることができない。

(2) 入札回数

原則として1回とする。

# (3) 再度の入札

ア 予定価格を事前公表しない入札の場合において、開札の結果、予定価格の制限の範囲内 の価格での入札書の提出がないときは直ちに再度の入札を行う。

- イ 再度の入札は2回限りとする。
- ウ 再度の入札を行う場合は、開札後、当該入札場所において入札参加者に次の事項を通知 する。
  - a 再度の入札を直ちに行う旨
  - b 当初又は二度目の入札における、予定価格を超える入札金額のうち最低入札金額
- エ 当初の入札において、次のいずれかに該当する者は再度の入札に参加することはできない。
  - a 入札を辞退した者又は入札書を提出しなかった者
  - b 入札心得第12条の規定により無効とされた入札書を提出した者
  - c 入札心得第13条に該当した者

#### (4) その他

入札参加にあたっては、6(1)の入札通知書(写し可)を提示して、当該入札の参加資格者であることの確認を受けなければならない。

## 13 入札執行の保留、延期又は取り止め

入札執行の前又は執行中に、次に掲げるいずれかの事由が生じ、入札の執行が困難又は執行すべきでないと認められるときは、入札の執行を保留、延期又は取り止める(以下「保留等」という。)場合がある。

なお、保留等による、入札参加者が被った損失について、事業団は一切の責めを負わない。

- (1) 天災地変等により通信遮断、交通途絶等の事由が発生したとき。
- (2) 入札の執行を保留等すべきと判断するに相当する談合その他不正行為に関する情報が、有力な証拠をもって通報されたとき。
- (3) 7(4)により改めて6(1)の入札通知書を交付した場合、その者の適切な見積期間が確保されないと判断したとき。
- (4) その他事業団が、やむを得ない事由により入札の執行を保留等すべきと判断したとき。

#### 14 調査の実施

13(2)により、入札を保留等したときは、必要に応じて公正入札に係る調査を行う。この場合、入札参加者は調査に協力しなければならない。

### 15 入札金額

落札者決定にあたっては、入札書に記載された金額に取引にかかる消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。)をもって契約金額とするので、入札参加者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、取引にかかる消費税及び地方消費税を含まない金額を入札書に記載すること。

# 16 入札書の無効

入札に参加する資格を有しない者及び虚偽の申請を行った者が提出した入札書並びに入札心得 及び入札公告等において示した入札に関する条件に違反した者が提出した入札書は無効とする。

また、事業団より入札参加資格がある旨確認された者であっても、入札書提出時点において入札参加資格のない者の提出した入札書は無効とする。

なお、無効の入札書を提出した者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。

#### 17 落札者の決定方法

- (1) 有効な入札書を提出した者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札をした者を落札者とする。
- (2) (1)により落札者となるべき者が2以上あるときは、直ちに当該入札をした者にくじを引かせて落札者を定めるものとする。この場合において、当該入札をした者は、くじを辞退することはできない。

18 入札結果及び落札者決定の公表 「入札公告」による。

#### 19 契約保証金

- (1) 落札者は、契約金額の100分の5以上に相当する契約保証金を納付しなければならない。
- (2) (1)にかかわらず、次に掲げるいずれかの要件に該当するときは、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。
  - ア 落札者が保険会社との間に事業団を被保険者とする履行保証保険契約(保険金額は、契 約金額の100分の5以上とする。)を締結したとき。
  - イ 落札者が事業団と種類を同じくする契約を2回以上締結し、これらを過去3年の間に全 て誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。
  - ウ 落札者が国又は地方公共団体と種類及び規模を同じくする契約を2回以上締結し、これらを過去2年の間に全て誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

### 20 誓約書の提出

落札者は、契約締結の日までに、大阪府暴力団排除条例第 11 条第 2 項に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を事業団へ提出すること。

## 21 契約手続等

- (1) 落札者は、落札決定の日の翌日から起算して10日以内に事業団へ契約書を提出すること。 ただし、事業団の承諾を得た場合は、この期間を変更することができる。
- (2) (1)の期間内に提出がない場合は、落札者は契約の相手方としての権利を放棄したものとみなすことがある。
- (3) 落札決定の日から契約締結の日までの期間において、落札者が3(2)アからエまでのいずれかに該当した場合は、契約を締結しないことがある。
- (4) (2)又は(3)により契約を締結しないときは、落札者は違約金として契約希望金額の100分の2に相当する金額を事業団に支払わなければならない。この場合、事業団は一切の責めを負わないものとする。

#### 22 実施上の留意事項

(1) 入札参加に係る費用負担

入札に参加するための費用は、入札参加希望者の負担とする。

(2) 入札参加申請書等の虚偽記載の場合の措置

入札参加申請書及び「入札公告」で示す入札参加資格を確認するための添付資料に虚偽の 記載をした者(以下「虚偽記載をした者」という。)には、今後事業団で発注する業務等の入 札参加を停止することがある。

また、虚偽記載をした者が提出した入札書は無効とし、無効の入札書を提出した者を落札者としていた場合は落札決定を取り消す。

(3) 入札参加資格を喪失した場合の手続

入札参加希望者は、入札参加申請書の提出後、入札参加資格を喪失する事由が生じた場合は、速やかに事業団にその旨を通知すること。

- (4) 入札通知書の交付後に欠格事由が発生した場合の措置 入札通知書の交付後、入札参加資格を失う事由が確認された場合は、入札参加資格を取り 消すことがある。
- (5) 入札によって事業団が得た入札参加希望者の個人情報は入札以外の目的では使用しない。
- (6) 入札執行の取扱いについては、この入札説明書に定めるほか、入札心得に定めるところによるものとする。

(最終改定日 平成27年8月20日)